

整理番号	二
------	---

年 月 日  
農林水産省

1. 基本的事項										
会計名 (勘定名)	発生年	部局名	国有財産部局長 の官職氏名	口座名	増減事由 用語	台帳異動 年月日	区分	数量	価格	主管課名及び 責任者氏名
2. 報告洩、誤謬訂正が発生した要因 4. 今後の防止策（既に講じているものを含む） ①総括部局 ②部局										
3. 報告洩等を見出すに至った経緯										

(注)「整理番号」は財務省において記載する。

(記載要領)

- 1 本報告書は、会計名、報告洩、誤謬訂正別にそれぞれ別葉に作成する。
- 2 「部局名」は、各地方農政局等の国有財産部局名を記載する。
- 3 「国有財産部局長の官職氏名」は、財務省に報告する時点における部局長名とする。
- 4 「増減事由用語」は、台帳に記載する用語を記載する。即ち、報告洩は「(何年度何々)の報告洩」、誤謬訂正は「(何々の)誤謬訂正」とする。
- 5 「台帳異動年月日」は、報告洩等にかかる決議書（国有財産の異動を記録するための決議書）が決定された日とする。
- 6 1.口座内で「増減事由」または「区分」が複数該当する場合にはそれぞれ記入し、これらに対応する「数量」、「価格」を記入する。
- 7 「主管課名及び責任者氏名」欄には、報告洩等が発生した時点における主管課名及びその責任者氏名を記載する。  
責任者氏名は原則として課長名とする。  
なお、当該報告洩等の発生要因が外部要因であるときは、相手方（官署名等）を記載し、併せて当該部局の担当課長名を記載する。

8 本報告書には、処理済みの国有財産台帳の写しを添付するものとする。

様式例第16号の31

国有農地等の区域別所在調査表（平成 年度未現在）

都 道 府 県 名

（単位：㎡）

区 域 貸付区分	市 街 化 区 域 等		農 用 地 区 域		そ の 他 の 区 域			計			備 考	
	件数	筆数	面積	筆数	件数	筆数	面積	件数	筆数	面積		
法第7条等継続貸付け												
令第35条の農耕貸付け												
計												
転用貸付け												
未貸付け												
合 計												

様式例第16号の31

国有農地等の区域別所在調査表（平成 年度未現在）

都 道 府 県 名

（単位：㎡）

区 域 貸付区分	市 街 化 区 域 等		農 用 地 区 域		そ の 他 の 区 域			計			備 考	
	件数	筆数	面積	筆数	件数	筆数	面積	件数	筆数	面積		
法第7条等継続貸付け												
令第28条の農耕貸付け												
計												



別紙 2

様式例第 1 号の 1・2 (略)

様式例第 1 号の 3

(裏面)  
(略)

買収令書 (略)

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます。

ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起すること

別紙 2

様式例第 1 号の 1・2 (略)

様式例第 1 号の 3

(裏面)  
(略)

買収令書 (略)

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条の規定による事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出できませんし、また直接農林水産大臣に提出できませんが、直接提出する場合にはなるべく〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に提出して下さい。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内（裁決があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、旧農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に

がでなくなりません。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領) (略)

様式例第1号の4～第2号の1 (略)

様式例第2号の2

売渡不適格通知書

住所 殿

氏名 農業委員会会長

印

平成 年 月 日  
番

平成 年 月 日付けで貴殿から下記土地につき農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第37条の規定による買受申込書の提出がありました。貴殿は同法第36条第1項各号のいずれにも該当しないと認められることから、同法第38条の規定に基づき送付をしないことを決定しましたのでその旨通知します。

記

土地の所在、地番	登記簿地目	面積 (㎡)

【教示】

この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から

対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(記載要領) (略)

様式例第1号の4～第2号の1 (略)

様式例第2号の2

売渡不適格通知書

住所 殿

氏名 農業委員会会長

印

平成 年 月 日  
番

平成 年 月 日付けで貴殿から下記土地につき農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第37条の規定による買受申込書の提出がありました。貴殿は同法第36条第1項各号のいずれにも該当しないと認められることから、同法第38条の規定に基づき送付をしないことを決定しましたのでその旨通知します。

記

土地の所在、地番	登記簿地目	面積 (㎡)

【教示】

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から

起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができず。

なお、審査請求書は、当農業委員会を經由して都道府県知事に提出することもできずし、また、直接都道府県知事に提出することもできず。

（記載要領）（略）

様式例第2号の3

売渡通知書（略）

（裏面）

（1）～（5）（略）

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第55条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができず。

ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を經由して農林水産大臣に提出することもできずし、また、直接農林水産大臣に提出することもできずが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖繩県にあつては内閣府沖繩総合事務局長）に提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができず。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、そ

起算して60日以内に〇〇都道府県知事に対し審査請求をすることができず。

なお、審査請求をされる場合には、同法第15条に規定する事項を記載した審査請求書正副2通を直接〇〇都道府県知事に、または、当農業委員会を經由して〇〇都道府県知事に提出してください。

（記載要領）（略）

様式例第2号の3

売渡通知書（略）

（裏面）

（1）～（5）（略）

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第55条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条の規定による事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができず（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を經由して農林水産大臣に提出できませんし、また直接農林水産大臣に提出できませんが、直接提出する場合にはなるべく〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖繩にあつては内閣府沖繩総合事務局長）に提出して下さい。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内（裁決があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）提起することができず（なお、処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日

の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領) (略)

様式例第2号の4

売渡通知書 (略)

(裏面)

(1)～(5) (略)

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができません。

ただし、対価の額についての不服をこの処分の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできます。

から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

3 この処分の取消しの訴えは、旧農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(記載要領) (略)

様式例第2号の4

売渡通知書 (略)

(裏面)

(1)～(5) (略)

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（昭和39年法律第160号）第15条の規定による事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができません（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)

ただし、対価の額についての不服をこの処分の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできます。

すが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖繩県にあつては内閣府沖繩総合事務局長）に提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）（略）

様式例第2号の5～第3号の3（略）

様式例第3号の4

（表面）

番 号	買 収 令 書	平 成	年	月	日
所有者	住所	殿			
氏名	氏名	殿			

にはなるべく〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖繩にあつては内閣府沖繩総合事務局長）に提出して下さい。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内（裁決があつたことを知つた日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、旧農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日から6か月以内（処分があつたことを知つた日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（記載要領）（略）

様式例第2号の5～第3号の3（略）

様式例第3号の4

（表面）

番 号	買 収 令 書	平 成	年	月	日
所有者	住所	殿			
氏名	氏名	殿			

〔 登記名義人 住所 氏名 〕

都道府県知事

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号。以下「旧農地法」という。）第72条の規定による買収を下記により行います。

買収の期日	平成	年	月	日	
対価の支払額	円				
対価の支払方法					
買収に係る土地等の表示	別紙のとおり				
支払額内訳					
氏名	支払額	備考	氏名	支払額	備考

1 この処分について不服がある場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができ、対価の額についての不服の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもでき、また、直接農林水産大臣に提出することもでき、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖繩県においては内閣府沖繩総合事務局長）に提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔 登記名義人 住所 氏名 〕

都道府県知事

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号。以下「旧農地法」という。）第72条の規定による買収を下記により行います。

買収の期日	平成	年	月	日	
対価の支払額	円				
対価の支払方法					
買収に係る土地等の表示	別紙のとおり				
支払額内訳					
氏名	支払額	備考	氏名	支払額	備考

1 この処分について不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条の規定による事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができ、（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときはをすることができません。）。ただし、対価の額についての不服を審査請求この処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもでき、また、直接農林水産大臣に提出することもでき、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖繩県においては内閣府沖繩総合事務局長）に提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分に

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますが、

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙) (略)

(記載要領) (略)

様式例第3号の5～第4号の4 (略)

様式例第4号の5

譲与通知書 (略)

(裏面)

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の

2 第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して

3 か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第6

ついでに審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、旧農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかか該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知ったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

(別紙) (略)

(記載要領) (略)

様式例第3号の5～第4号の4 (略)

様式例第4号の5

譲与通知書 (略)

(裏面)

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の

2 の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に名あて人を農林水産大臣とした

8号) 第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。) 正副2通を提出して審査請求をすることができます。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができます。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長(沖繩県)にあっては内閣府沖繩総合事務局長)に提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領) (略)

様式例第5号の1～第7号の17 (略)

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

審査請求書(行政不服審査法(昭和39年法律第160号)第15条の規定による事項を記載しなければなりません。) 正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、当都(道府県)知事を経由して農林水産大臣に提出できますし、また直接農林水産大臣に提出できますが、直接提出する場合にはなるべく〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長(沖繩県)にあっては内閣府沖繩総合事務局長)に提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内(判決があったことを知った日の翌日から起算します。)、に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。)、提起することができます(なお、処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。))に提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき

(記載要領) (略)

様式例第5号の1～第7号の17 (略)

○農地について所有権に係る移転請求保全の仮登記及び条件付権利（又は期限付権利）の仮登記の申請があった場合の取扱いについて（平成20年12月1日付け20経営第4874号・20農振第1409号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>1 農業委員会の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業委員会は、登記官から、2号仮登記がされた農地の所在及び地番について情報提供を受けたときは、当該農地について、農地基本台帳その他の資料等により、次の事項を調査するとともに、登記事項証明書により、地積及び仮登記の登記権利者（以下「仮登記権利者」という。）の住所・氏名を確認することとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(3) 農業委員会は、(2)の調査により、本登記をするために農地法に基づく許可等の手続が行われていないことが確認されたものについて、次の対応を講じることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 農地の所有者が耕作を放棄するに至った場合には、耕作を再開するよう指導するとともに、自ら耕作再開が困難な場合には、貸付けを行うことが適当であり、貸付けがなされるよう指導する。なお、農業委員会は、農地の所有者が認定農業者等への貸付けを希望する場合には、借受者のあつせんに努めること。この場合、農地の所有者に対しては、基盤法第18条に基づく農用地利用集積計画による利用権の設定等によれば、期間満了に伴って農地が返還されること、利用権の設定等に当たっては、基盤法第18条第3項第4号による同意が必要となる者の中には仮登記権利者は含まれないことを、また、借受者に対しては、2号仮登記がされた農地であることを、あらかじめ説明しておくものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) 農業委員会は、(3)の対応を講じている農地に係る情報について、別紙様式1により整理するとともに、その状況を継続的に調査し、依然として農地法に基づく許可等の手続が行われず、2号仮登記も抹消されていない場合には、引き続き(3)の対応を講じることとする。</p> <p>なお、別紙様式1の内容については、上記継続調査の結果を踏まえ、毎年1月1日現在の内容へ更新した上で、毎年2月末日までに都道府県へ報告することとする。なお、農地法第4条第1項に規定する指定市町村の農業委員会にあっては、都道府県及び指定市町村に報告することとする。</p>	<p>1 農業委員会の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業委員会は、登記官から、2号仮登記がされた農地の所在及び地番について情報提供を受けたときは、当該農地について、農地基本台帳その他の資料等により、次の事項を調査するとともに、登記事項証明書により、地積及び仮登記の登記権利者（以下「仮登記権利者」という。）の住所・氏名を確認することとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(3) 農業委員会は、(2)の調査により、本登記をするために農地法に基づく許可等の手続が行われていないことが確認されたものについて、次の対応を講じることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 農地の所有者が耕作を放棄するに至った場合には、耕作を再開するよう指導するとともに、自ら耕作再開が困難な場合には、貸付けを行うことが適当であり、貸付けがなされるよう指導する。なお、農業委員会は、農地の所有者が認定農業者等への貸付けを希望する場合には、借受者のあつせんに努めること。この場合、農地の所有者に対しては、基盤法第18条に基づく農用地利用集積計画による利用権の設定等によれば、期間満了に伴って農地が返還されること、利用権の設定等に当たっては、基盤法第18条第3項による同意が必要となる者の中には仮登記権利者は含まれないことを、また、借受者に対しては、2号仮登記がされた農地であることを、あらかじめ説明しておくものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) 農業委員会は、(3)の対応を講じている農地に係る情報について、別紙様式1により整理するとともに、その状況を継続的に調査し、依然として農地法に基づく許可等の手続が行われず、2号仮登記も抹消されていない場合には、引き続き(3)の対応を講じることとする。</p> <p>なお、別紙様式1の内容については、上記継続調査の結果を踏まえ、毎年1月1日現在の内容へ更新した上で、毎年2月末日までに都道府県へ報告することとする。</p>

(5) (略)

(6) 農業委員会は、(3)及び(4)の活動の中で、違反転用に該当すると判断した事案については、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）別紙1の第4の6の(1)のアにより対応することとする。

## 2 都道府県又は指定市町村農地担当部局の処理

(1) 都道府県又は指定市町村農地担当部局は、1の(2)等による農業委員会の調査が行われるよう、農業委員会から農地法に基づく許可に関する情報等の提供について要請があった場合には、迅速な提供に努めることとする。

(2) 都道府県又は指定市町村農地担当部局は、1の(6)の場合、事務処理要領別紙1の第4の6の(1)のアにより対応することとする。

(3) 都道府県又は指定市町村農地担当部局は、農業委員会から1の(4)に基づき別紙様式1により報告を受けた場合には、1の(3)の対応が円滑に行われるよう必要に応じ農業委員会に対する指導・助言、情報の提供を行うこととする。

(4) 都道府県又は指定市町村農地担当部局は、農業委員会より報告のあった別紙様式1の2号仮登記のうち対応を講じている農地一覽表に掲載されている情報については、別紙様式2により取りまとめ、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）あて毎年3月末までに報告することとする。この際、指定市町村農地担当部局は、情報共有を図るため都道府県農地担当部局にその写しを送付する。

(5) (略)

(6) 農業委員会は、(3)及び(4)の活動の中で、違反転用に該当すると判断した事案については、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）別紙1の第4の7の(1)のアにより対応することとする。

## 2 都道府県農地担当部局の処理

(1) 都道府県農地担当部局は、1の(2)等による農業委員会の調査が円滑に行われるよう、農業委員会から農地法に基づく許可に関する情報等の提供について要請があった場合には、迅速な提供に努めることとする。

(2) 都道府県農地担当部局は、1の(6)の場合、事務処理要領別紙1の第4の7の(1)のアにより対応することとする。

(3) 都道府県農地担当部局は、農業委員会から1の(4)に基づき別紙様式1により報告を受けた場合には、1の(3)の対応が円滑に行われるよう必要に応じ農業委員会に対する指導・助言、情報の提供を行うこととする。

(4) 都道府県農地担当部局は、農業委員会より報告のあった別紙様式1の2号仮登記のうち対応を講じている農地一覽表に掲載されている情報については、別紙様式2により取りまとめ、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）あて毎年3月末までに報告することとする。

別紙様式1  
2号仮登記のうち対応を講じている農地一覧表(平成〇年1月1日現在)

番号	管轄法務局名	所在	地番	面積(m <sup>2</sup> )	仮登記年月日	所有者(注2)		仮登記権利者(注2)	
						住所	氏名	住所	氏名
1	〇〇地方法務局 (何某)	〇〇市〇〇町	〇〇番	〇〇	H〇年〇月〇日	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇番地	(株)〇〇
2	△△法務局〇〇〇 出張所(何某)	〇〇市△△町	△△番	△△	H△年△月〇日	△△市△△町△△番地	△△△△	△△市△△町〇〇番地	(株)△△
3	××法務局〇× 支局(何某)	〇〇市××町	××番	××	H×年×月〇日	××市××町××番地	××××	××市××町〇〇番地	(株)××

農業委員会名

市街化区域(内=1、外=2)	地域区分(農振地域内(農用地区域内=1、外=2)、農振地域外=3)	管理状況(注3)	許可等の実施状況(手続未了=1、手続済=2)	農地法違反の有無(有=1、無=2)	遊休農地対策の実施状況(注4)	備考(注5)
2	1	3	1	1	H〇年〇月〇日 1	
2	1	1	1	1		
1	3	4	2	2		H×年〇月〇日 農地法5条届出済

記載上の注意

- 1 本表の内容は、記1の(3)及び(4)に規定する活動や農地パトロールその他の方法により把握した農地情報を踏まえつつ、毎年1月1日現在における内容へ更新すること。
- 2 相続又は合併等により所有者又は仮登記権利者に変更があった場合には、随時、「所有者」欄、「仮登記権利者」欄を更新すること。
- 3 「管理状況」欄には、所有者が自ら耕作している場合には「1」、他の農業者が借り受けて耕作している場合には「2」、耕作放棄されている場合には「3」、転用行為に着手されている場合には「4」と記載すること。
- 4 「遊休農地対策の実施状況」欄には、「管理状況」欄で「3」(耕作放棄されている場合)とされた農地について、農業委員会による指導が行われている場合には「1」、農業委員会が遊休農地である旨の通知を行っている場合には「2」、所有者等による利用計画の届出を行っている場合には「3」、農業委員会による届出を行っている場合には「4」、買入れ・借受け協議を行っている場合には「5」、都道府県知事による調停を行っている場合には「6」、特定利用権の設定の裁定等を行っている場合には「7」と記載するとともに、上段に実施(開始)日を記載すること。
- 5 農地法に基づく許可等の手続を済ませて農地の所有権が移転した場合、若しくは仮登記の抹消が確認された場合は、備考欄に確認年月日を記載すること。

別紙様式1  
2号仮登記のうち対応を講じている農地一覧表(平成〇年1月1日現在)

番号	管轄法務局名	所在	地番	面積(m <sup>2</sup> )	仮登記年月日	所有者(注2)		仮登記権利者(注2)	
						住所	氏名	住所	氏名
1	〇〇地方法務局 (何某)	〇〇市〇〇町	〇〇番	〇〇	H〇年〇月〇日	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇番地	(株)〇〇
2	△△法務局□□ 出張所(何某)	〇〇市△△町	△△番	△△	H△年△月〇日	△△市△△町△△番地	△△△△	△△市△△町□□番地	(株)△△
3	××法務局〇× 支局(何某)	〇〇市××町	××番	××	H×年×月〇日	××市××町××番地	××××	××市××町□□番地	(株)××

農業委員会名

市街化区域(内=1、外=2)	地域区分(農振地域内(農用地区域内=1、外=2)、農振地域外=3))	管理状況(注3)	許可等の実施状況(手続未了=1、手続済=2)	農地法違反の有無(有=1、無=2)	遊休農地対策の実施状況(注4)	備考(注5)
2	1	3	1	1	1	
2	1	1	1	1		
1	3	4	2	2		H×年〇月〇日 農地法5条届出済

記載上の注意

- 1 本表の内容は、記1の(3)及び(4)に規定する活動や農地パトロールその他の方法により把握した農地情報を踏まえつつ、毎年1月1日現在における内容へ更新すること。
- 2 相続又は合併等により所有者又は仮登記権利者に変更があった場合には、随時、「所有者」欄、「仮登記権利者」欄を更新すること。
- 3 「管理状況」欄には、所有者が自ら耕作している場合には「1」、他の農業者が借り受けて耕作している場合には「2」、耕作放棄されている場合には「3」、転用行為に着手されている場合には「4」と記載すること。
- 4 「遊休農地対策の実施状況」欄には、「管理状況」欄で「3」(耕作放棄されている場合)とされた農地について、農業委員会による利用意向調査を行っている場合には「1」、農業委員会による勧告を行っている場合には「2」、農業委員会による公示を行っている場合には「3」、都道府県知事による裁定が行われている場合には「4」と記載するとともに、上段に実施(開始)日を記載すること。
- 5 農地法に基づく許可等の手続を済ませて農地の所有権が移転した場合、若しくは仮登記の抹消が確認された場合は、備考欄に確認年月日を記載すること。

別紙様式2 (略)

別紙様式2 (略)

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。